

塩村あやか議員の質問に対し、山井和則が一部答弁（質疑のながれ上、答弁前後も掲載）

○委員長（徳茂雅之君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○塩村あやか君 まず、附則第四条についてお伺いいたします。

今回、立法趣旨とは異なる、本来別法となるべき反対意見が多かったことから、今回のこうした混乱を防ぐためにも、いわゆる守備範囲を確認しておきたいと思えます。

附則第四条では二年以内の法の見直しが書かれているんですが、今回の改正時に本法案に性行為を伴う A V のものを禁止することを規律するという議論をする場合、本法案の趣旨と整合するのか、まずお伺いいたします。

○衆議院議員（山下貴司君） 冒頭、本法案によって A V 出演被害を防止し、被害者を救済することに御尽力された、超党派での合意に御尽力された塩村委員、佐々木委員始め超党派の先生方に心から敬意を表します。

その上で、本法案は、A V 出演被害の防止、被害者の救済を目的とするものであって、現に存在する性行為に係る人の姿態を撮影した A V に関する契約を規律の対象といたしまして、その出演契約の効力を制限するための特則や差止め請求等を規定しているものであります。

一方で、他の法律で違法、無効なものについて、これをいささかも合法化の変更を加えるものではございません。

その上で申し上げれば、本法律の中で、例えば、一方で性行為に係る人の姿態を撮影した A V に関する契約の特則などの規定を定めながら、他方で先ほど御指摘の法改正によってそれ自体を禁止する規定を法律に盛り込むというのは、整合性を図るといことがこれは困難ではないかというふうに考えております。

○塩村あやか君 続きまして、海外配信のプラットフォームについてお伺いいたします。

アダルトビデオのサイトには、カリビアンコムや F C 2 などの海外配信プラットフォームが海外のサーバーにアップロードした A V については対応は難しいのではないかという意見がありますが、いかがでしょうか。また、契約締結や撮影、撮影をしたアダルトビデオのアップロードを全て海外で行っている場合はどうか、お伺いいたします。

○衆議院議員（森山浩行君） 御質問ありがとうございます。

まず、海外サーバーにアップロードされた場合の公表の差止めに本法が適用されるかという問題は、準拠法の選択の問題でもあります。

最終的に個別事情による御判断となり、一概にはお答えできませんが、海外サーバーにアップロードされても、そのことのみをもって直ちに本法の適用が排除されるものではなく、日本法が準拠法とされ本法が適用されれば、第十五条による差止め請求の対応が考えられます。

本法第十五条では、制作公表者から出演者に当該 A V の公表を行っている者に関する情報提供をさせるなど、出演者の差止め請求に必要な協力をすることと定めており、差止め請求権を行使しやすくする工夫をしております。

さらに、海外サーバーから配信されているものである場合、出演者による契約解除の事実を了知したプロバイダー等が利用規約に基づき当該情報を削除する等の対応も考えられます。

次に、契約締結、撮影、アップロードなど全て海外で行っている場合についても、最終的には個別事情による判断となり、一概にはお答えできませんけれども、日本語で制作されるなど、主として日本向けに発信をされ、閲覧者の多くが日本人であるなどの場合には、その差止め請求の可否等について日本法が準拠法とされ、本法第十五条が適用されることもあり得ると考えられます。一般に、当該制作公表行為と日本との関係が密接であればあるほど日本法が準拠法とされる可能性は高くなると考えております。

また、現在、各国においても各プラットフォームが権利侵害情報であれば削除できるとする規定を置いている

例があり、また、各プラットフォームの利用規約等において権利侵害情報の削除について定めていることが多いことから、日本国内での権利侵害になっていることが明確になったものについては、このような規約等に基づいて一定程度対応される可能性もございます。

なお、海外のウェブサイト等の場合には対応に一定の困難もあり得ることから、本法は、本法案成立後に定められる予定の内閣府令において、契約前に出演者に説明をする事項として、AVを配信するウェブサイト等を運営する者の所属地の国名等を明示して説明させることを規定することが想定をされております。これは、AVの公表方法について事前に出演者が知ることができるようにしておくことが望ましいとの考え方によるものであり、AVの公表方法が出演者の意に沿わない場合には、もとよりそういった契約を締結する必要はないというものであります。

○塩村あやか君 次です。

本法案は出演契約の解除等につき定めるものですが、出演者が契約を解除すると著作権がなくなり、その結果、海外も含めて著作権による侵害対応ができなくなるのではないかと心配の声がありますが、著作権や著作隣接権がなくなるのか、お伺いいたします。

○衆議院議員（森山浩行君） 著作権や著作隣接権については、著作物を創作する行為や演じる行為等があれば自動的に付与される権利であり、契約に基づいて発生するものではないことから、出演に関する契約を締結する行為自体は著作権や著作隣接権の発生とは関係がございません。

したがって、制作された性行為映像制作物が著作物に該当する場合や出演者の実演に著作隣接権が発生する場合は、出演契約の解除後も著作権や著作隣接権は消滅せず、侵害行為に対しては著作権に基づく法的措置をとることは可能と考えられます。

このように、本法案は、著作権や著作隣接権の発生や消滅について何ら影響を与えるものではございません。

○塩村あやか君 それでは、違法にアップロードされたいわゆる海賊版のアダルトビデオについてはどのような対応が考えられるのか、お伺いいたします。

○衆議院議員（森山浩行君） 違法にアップロードされ、いわゆる海賊版のAVというものは、本法案第十五条の差止め請求権の対象となるため、出演者は同条に基づきその公表の停止を請求することができます。この際、制作公表者は必要な協力を行うこととなっており、海賊版に対しても対応できる範囲で協力をすることが期待されます。

また、本法案とは別に、例えばAVメーカーなどの著作権者は、著作権法第一百十二条に基づく差止め請求や、プロバイダー責任制限法に基づき発信者情報開示請求を行い、アップロードした者を特定した上で損害賠償請求を行うこともできます。

○塩村あやか君 ありがとうございます。

それでは、第三者が、出演者が契約の解除後にアダルトビデオをアップロードした場合はどうなるのか、お伺いいたします。

契約解除や取消しはしたとして、作品を一旦アップしていれば流出してしまうんですね。出演者が契約解除、取消しを行使した場合に、その後、第三者が映像をアップロードしてしまった場合どのようなことになるのか、お伺いいたします。

○衆議院議員（山井和則君） お尋ねは、AVの購入者が無断でAVをインターネット上にアップロードするという著作権侵害の事案となるが、出演契約の解消を前提とした本法の適用関係について申し上げますれば、出演者は第十五条に基づく差止め請求ができます。

また、当該AVは、第十六条の性行為映像制作物侵害情報に該当すると考えられるため、出演者はプロバイダー責任制限法の特例を定めた同条の規定により削除を申し出ることができます。

○塩村あやか君 ありがとうございます。

出演者が制作公表者や関係者の氏名、名前、住所などを知らない場合は、差止め請求権を行使することができず、アダルトビデオの公表、拡散を止められないのではないかと、このような意見もされていますが、どのような対応が取れるでしょうか。

○衆議院議員（山井和則君） 本法案は、制作公表者以外の者がA Vの公表を行う場合には、その者を特定するために必要な事項を出演契約書等に記載する義務を規定しており、第四条第三項第六号、この義務に違反した場合には罰則も設けております。また、制作公表者は、差止め請求をしようとする出演者への情報提供などの協力を義務付けております、第十五条第三項。これらの規定を通じ、出演者がA Vの公表を行っている者を特定し、その上に差止め請求することが容易になると考えられます。

また、A Vがインターネットで公表されている場合、制作公表者の氏名、住所を知らなくとも、公表されているサイトの管理者や運営者に対し、本法案の差止め請求権を行使することが考えられます。

○塩村あやか君 ありがとうございます。

悪質メーカーと判明した場合の対応ですね、メーカーが、これお伺いしたいというふうに思っています。

例えば、契約を適切に締結、出演者としていない場合など、特定のメーカーの不適切な事案が複数顕在化した場合、差止め請求がなされていない作品はそのままサイトで販売が継続されるということになろうかと思えます。分かりやすく言えば、手を挙げて差止め請求やってくれと言ったものは削除されるんですが、それ以外のものは残ってしまうということになってしまうと思えます。

それを改善させる必要があるのではないかとありますが、いかがでしょうか。

○衆議院議員（山井和則君） 自己の性行為に関わる姿態を撮影した性行為映像制作物が出演者の意思に反して公衆の目に触れることになる場合には、その者の性をめぐる個人としての尊厳が著しく侵害されることとなります。

このような被害の拡大を防ぐため、本法案では、説明書面や出演契約書の不交付や必要事項の記載に対しては罰則を設けており、違反事案があれば摘発されることとなります。また、第十五条の差止め請求権や第十六条のプロバイダー責任制限法の特例も設けております。これらの仕組みが的確かつ円滑に活用されることによって、性行為映像制作物の制作公表を停止、予防することが大変重要だと考えております。

本法案の運用に当たり、政府においては、罰則違反の取締りや差止め請求などが的確かつ円滑に行われるよう支援を行うとともに、既存のインターネット上の違法・有害情報への対策も参考にしつつ、意思に反する性行為映像制作物の公表に対してしっかり対応していただきたいと考えております。

○塩村あやか君 重要な御答弁、ありがとうございました。これ非常に重要だというふうに思っておりますので、是非お願いをしたいというふうに思っております。

次です。

闇に潜るんじゃないかとか、会員のみ入れるサイトは対象になるのかとか、様々なお問合せが私の元に届いているところです。何層にも出演者保護を現行法最大で図っているのが本法案だと私は理解をしております。厳格な規制を設けているため、かえって事業者が闇に潜る、アンダーグラウンド化するのではないかと、こうした意見が結構ネットにも流れておりますし、私のところにも来ているんですね。

本法案は、個人として制作発表をするアダルトビデオについてもこれは適用されるのか、また、会員のみが入れるウェブサイトのような限られた範囲でアダルトビデオを配信する場合も公表となって本法案の対象となるのかをお伺いいたします。

○衆議院議員（山井和則君） 本法案の対象となる制作公表者は、出演者との間で出演契約、すなわち性行為映像制作物において性行為に係る姿態の撮影の対象となり、その性行為映像制作物の制作公表を行うことを承諾することを内容とする契約を締結し、又は締結しようとする者であり、第二条第七項、事業者であるか個人であるかは問いません。このため、事業者に限らず、個人として性行為映像制作物を制作公表している場合にも本法案が適用されます。

なお、出演契約書等や説明書面等の不交付等があった場合には罰則の対象、第二十一条、となるなど、アンダーグラウンド化に対しては厳正に対処されると考えております。

本法案において公表とは、頒布、公衆送信又は上映のことをいい、ここでいう公衆送信とは、公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことをいいます。この公衆には、不特定又は多数の者のみならず、特定かつ多数の者も含むとしております、第二条第五項。したがって、御指摘の会員のみ

入れるウェブサイトのような限られた範囲のA Vを配信する行為についても、多数の者に対して行われたものであれば本法案の公表に当たります。

○塩村あやか君 ありがとうございました。

今、八問質問をさせていただきました。インターネットとか問合せの中でかなりの数の方がいろいろと心配をされている点を中心に上げさせていただきました。今の質疑、そしてこの後の委員の質疑で多くの方たちがほっとするというような法案だというふうに私は思っております。何よりも被害者救済、これが一番でございますので、心を一つにここまで来れたことに皆様に感謝を申し上げまして、質問を終わります。

本当にありがとうございました。

---